

『住民参加のさらなる進化に向けて』
= 住民参加部会(案)の大欠陥 =

’06-11-23

自然愛・環境問題研究所
総括研究員 浅野隆彦

標題を掲げ、真摯に熱心に議論して頂いている事に感謝を表します。しかし、流域住民には、小難しく浮き上がった議論のように映っているようです。私にも、以下に述べる理由で、現在(案)が根本的な改革の意志を持っていないのではないかとの大疑念があります。

「住民参加のさらなる進化に向けて」と言うならば、その進化を妨げている問題の指摘、その解決の方策を示すべきです。「委員会の休止問題」で明らかになってきているように、「淀川モデル」は河川管理者の「特別な計らい」のもとで得られた特殊な舞台であった。「住民参加の実質」は限られた要件内で、ちよっぴり許されただけであった。流域住民がそれで満足していると思わないで頂きたい。本物の「河川民主主義」を確実に手に入れたいと考えているからです。

哲学者の内山節さんが、〈河川における専門性と非専門性へ新たな合意形成をめざして〉という著作の中で述べているように、『河川管理権を地域の人々に返すことである。河川を自分達の手の届くところに置くことによって、地域と流域の関係、流域と水利用の関係などを調整する力を、流域の人々が持つようにならなければ、永遠に合意形成はありえない。』のです。私達流域住民に「形だけの意見聴取と反映」を同意させるような意見書を作らないで頂きたい。

「真の住民参加」になり得ない官僚主導の方策が残る意見書は、「新たな河川整備をめざして」と逆行するものです。

《私たちは河川に深く関わり、現実的に実際的に、その人間社会との関係のあり方を、実質的に決定できる存在にならなければならないのです。》それこそが、「真の住民参加」と言える唯一の方策であります。

その為には、現代社会では法律を新しく作るか、改正をしなければ、その保障が生まれません。

財務省主計局の管掌となる「公共事業事前評価法」を立法し、公募による流域住民等を全体の $\frac{1}{2}$ 以上、学識経験者 $\frac{1}{4}$ 未満、河川管理者・行政 $\frac{1}{4}$ 未満の構成による「河川事業事前評価協議会」を立上げる。事務局は中立を誓約したシンクタンク・コンサルタントとし、協議会の実施予算は財務省予算からとします。環境アセスメント・費用対効果を手初めに、河川整備基本方針・河川整備計画案まで、協議・決定ができる権限をもつ。このような仕組みを作る方向を示さなければ、「住民意見の聴取・反映」をいくら唱えても、「絵に描いた餅」に過ぎません。法律で保障されない状況で、実際的に「真の住民参加」が得られるのか、どうか、そこを深くお考え頂きたい。意見書では「法の不備」を強く指摘されるよう希望いたします。